2019年(令和元年)12月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

防犯意識の普及啓発に係る個人情報を本人以外のものから収集すること 及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコン ピュータ処理について(答申)

2019年(令和元年)11月27日付けで諮問(第995号)された防犯意識の普及啓発に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから 収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると 認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外の ものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知 を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりで ある。

(1) 諮問に至った経過

本市では、藤沢市市政運営の総合指針2020の重点施策として、防犯・ 交通安全対策の充実を掲げており、その具体的内容として、地域、駅前、商 店街、不法投棄重点監視箇所への防犯カメラの増設推進が謳われていること から, 防犯カメラの設置を進めるなどの施策により, 市民の安全確保のため 地域での犯罪を抑止する環境整備に取り組んでいる。

これまで市は、平成29年度に藤沢駅南口と辻堂駅北口に、平成30年度 に湘南台駅周辺に防犯カメラを設置しており、令和元年度は辻堂駅南口と片 瀬江ノ島駅前への設置事業を進めている。設置に当たっては、藤沢市個人情 報保護制度運営審議会より答申を受け、設置をし、運用しているところであ る。

この度、片瀬江ノ島駅周辺の住民で構成されている片瀬海岸二丁目町内会が設置し、運用している防犯カメラについて、町内会の負担による更新は行わない意向であることが伝えられ、市による設置の要望を町内会から受けたことから、市は、今後の犯罪抑止効果の維持を考慮し、市による設置の必要があるとの結論に至ったものである。

以上のことから、市が新たに防犯カメラを設置することに伴い、条例第1 0条及び第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 設置場所の選定

ア 設置場所の選定基準

本市では、防犯カメラ設置に当たり、設置場所に対する統一的な考えを定め、その範囲で設置場所を選定することとしており、2019年(平成31年)4月に藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針を制定している。今回設置する場所の選定に当たっては、同指針の基準に基づき、次のアからカまでの考えから選定を行った。なお、片瀬江ノ島駅周辺は犯罪認知件数が目立って多くはないが、藤沢警察署によると、夏場を中心にトラブル対応などが多く、藤沢駅、辻堂駅に次いでトラブル等を含めた事案が多く発生しているとのことである。

- (ア) 市内外の移動における交通の要衝であること。
- (イ) 乗降客数が多い駅であること。
- (ウ) 周辺地区における犯罪認知件数が多い場所に立地していること。
- (エ) 多くの通行人の目に付きやすいよう,通行人の往来が集中する場所であること。
- (オ) 設置するコストや通行人のプライバシーに配慮し、必要最小限の台数で設置効果が期待できる場所であること。
- (カ) 設置時の固定器具の取付けや電源確保の観点から,市が管理する場所であること。

イ 設置場所の選定に向けた外部からの意見

神奈川県警察から防犯コンシェルジュとして委嘱されている防犯設備の 専門的知識を有する者からの助言である、人通りの多い場所に目に付きや すいように設置することが望ましい, との意見を反映した場所を考えている。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラによる画像データの収集目的は、市民の安全確保と、市民の防犯意識の高揚、市民が犯罪被害に遭うことの防止、良好な環境の維持、形成であり、それらによって地域の防犯力の強化を図っていくものである。そのため、事前に本人の同意を得た上で収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報 防犯カメラに撮影,記録された画像データ

- (4) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について
 - ア 本人通知を省略する理由

防犯カメラで撮影する情報は不特定多数の通行人等であり、人物を特定することが困難であるため、本人通知を省略するものである。

イ 本人通知の代替策

防犯カメラ設置場所周辺で外から視認しやすい場所に、防犯カメラを設置している旨、及び当該カメラの設置管理者を表示する。

- (5) 個人情報のコンピュータ処理について
 - ア コンピュータ処理を行う必要性

撮影した画像のデジタル録画のため、一定の保存期間が経過したデータの自動削除及び画像処理用パソコンによる画像出力処理のためコンピュータによる処理が必要となる。

- イ コンピュータ処理を行う個人情報 防犯カメラに撮影,記録された画像データ
- (6) 設置を予定する防犯カメラの概要
 - ア 設置場所と設置台数

片瀬江ノ島駅前に1台(駅南東側の境川右岸)

イ 取付け方法

新たに専用ポールを設置し、防犯カメラを金具で固定する。

ウ システム構成と性能

レコーダー一体型防犯カメラ(無線LANによるデータダウンロード機能付き)とし、次の性能、運用上の制約を設ける。

(ア) 撮影した画像は防犯カメラ本体のレコーダーに記録し、その場で保管する。保存能力は、藤沢市街頭防犯カメラ運用基準に基づき、14日間

保存でき、保存期間経過後は自動的に消去できるものとする。

(イ) 画像の閲覧やダウンロードは、市が購入したパソコンで行う。当該パソコンは、これらの防犯カメラの画像処理等の目的のみに使用しているもので、不正アクセス防止のため、防犯交通安全課執務室のキャビネットに収納し、施錠する。

(7) 安全対策及び日常の管理体制

安全性に配慮した対策として、本市が街頭に防犯カメラを設置するに当たり独自に制定した、藤沢市街頭防犯カメラ運用基準に沿って運用し、次の対策を講じる。

ア 取付け時の安全対策

風雨による影響や地震による落下防止,及び盗難防止のため,強固な金 具で固定する。また,本体を分解して個人情報を保存した記録媒体が盗ま れないよう,記録媒体の取付け箇所を施錠できる機種とする。

イ 情報セキュリティ対策

防犯カメラ及び画像データをダウンロードした機器について、操作できる職員を限定することのほか、データの持ち出しができないよう、保管場所を施錠し、記録媒体利用管理簿の運用を徹底するなど適切な管理に努める。また、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針の規定を遵守し、次のセキュリティ仕様を機器購入の条件に加える。

- (ア) 不正アクセスや不必要な閲覧を防止するため、インターネット等のネットワークへの接続や、遠隔地への画像データの転送を行わないこと。
- (イ) 画像データへの不正アクセス防止のため、管理者が特定するパソコン と専用ソフトウェアのみによるアクセス制限があり、かつパスワードに よる制限があること。
- (ウ) 録画データは暗号化又はパスワードをかけ保存する仕様とし、記録媒体を持ち出しても読み取りできない機能を有すること。

ウ 無線LANのセキュリティ仕様

無線LANについては、次の機能を有するものに限定することで不正アクセスの防止を図る。なお、これらの機能は、総務省が推奨する無線LANの安全対策に含まれるものである。

- (ア) データ通信時の暗号化は安全性の高い方法を用いていること。
- (4) SSIDを隠蔽することによるステルス機能を有するもの。
- (ウ) MACアドレスのフィルタリング機能により、防犯カメラへのアクセスを特定の機器に限定すること。
- (エ) アクセス用のパスワードや無線LANの暗号化を解除するセキュリティキーを定期的に変更するなどの対策を講じる。

- (8) 実施時期
 - 2019年(令和元年)12月以降
- (9) 添付資料
 - ア 防犯カメラ設置予定箇所周辺における区分別警察官取扱事案件数
 - イ 藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針
 - ウ 片瀬江ノ島駅前防犯カメラ設置計画場所周辺図及び設置イメージ図
 - エ 自治会区域図 (片瀬江ノ島駅周辺)
 - オ 防犯カメラ機種資料(参考例)
 - カ 藤沢市街頭防犯カメラ運用基準
 - キ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラによる画像データの収集目的は、市民の安全確保と、市民の防犯意識の高揚、市民が犯罪被害に遭うことの防止、良好な環境の維持、形成であり、それらによって地域の防犯力の強化を図っていくものである。そのため、事前に本人の同意を得た上で収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、防犯カメラで撮影する情報は不特定多数の通行人等であり、 人物を特定することが困難であるため、本人通知を省略するものである。な お、防犯カメラ設置場所周辺で外から視認しやすい場所に、防犯カメラを設 置している旨、及び当該カメラの設置管理者を表示する、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、撮影した画像のデジタル録画のため、一定の保存期間が 経過したデータの自動削除及び画像処理用パソコンによる画像出力処理の ためコンピュータによる処理が必要となる、としている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認

められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じるとしている。

(ア) 取付け時の安全対策

風雨による影響や地震による落下防止,及び盗難防止のため,強固な 金具で固定する。また,本体を分解して個人情報を保存した記録媒体が 盗まれないよう,記録媒体の取付け箇所を施錠できる機種とする。

(イ) 情報セキュリティ対策

防犯カメラ及び画像データをダウンロードした機器について、操作できる職員を限定することのほか、データの持ち出しができないよう、保管場所を施錠し、記録媒体利用管理簿の運用を徹底するなど適切な管理に努める。また、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針の規定を遵守し、次のセキュリティ仕様を機器購入の条件に加える。

- a 不正アクセスや不必要な閲覧を防止するため、インターネット等のネットワークへの接続や、遠隔地への画像データの転送を行わないこと。
- b 画像データへの不正アクセス防止のため、管理者が特定するパソコン と専用ソフトウェアのみによるアクセス制限があり、かつパスワードに よる制限があること。
- c 録画データは暗号化又はパスワードをかけ保存する仕様とし、記録媒体を持ち出しても読み取りできない機能を有すること。
- (ウ) 無線LANのセキュリティ仕様

無線LANについては、次の機能を有するものに限定することで不正 アクセスの防止を図る。なお、これらの対策は、総務省が推奨する無線 LANの安全対策に含まれるものである。

- a データ通信時の暗号化は安全性の高い方法を用いていること。
- b SSIDを隠蔽することによるステルス機能を有するもの。
- c MACアドレスのフィルタリング機能により,防犯カメラへのアクセスを特定の機器に限定できること。
- d アクセス用のパスワードや無線LANの暗号化を解除するセキュリティキーを定期的に変更するなどの対策を講じる。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより, コンピュータ処理を行うことは, 適当である と認められる。